

令和2年12月15日

Go To Eat 食事券事業（北海道） ご利用者の皆様へ

<北海道商工会議所連合会>

12月15日（火）迄としていた **Go To Eat 食事券事業（北海道）の制限措置は、下記の通り延長**されることとなりましたのでお知らせ致します。

記

1. 制限措置の延長期間：12月16日（水）～12月27日（日）

2. 制限措置の延長内容（これまでの制限措置と同様）

（1）食事券販売の一時停止（対象：全道）

（2）食事券を利用した飲食を控える（対象：札幌市内）

※店内飲食でのご利用を控えていただき、テイクアウト・デリバリーでのご利用を推奨します。

（注文・待機時の密を避ける配慮をした上で、食事券をご活用ください）

※店内飲食でのご利用を禁じるものではありません。

（食事券は利用可能です。ご利用を控える呼び掛けにご協力願います。）

※札幌市以外の地域は呼び掛けの対象外です。ご利用の際は以下の項目等を遵守して頂くよう、ご協力をお願い致します。

4名以内の単位でのご利用

2時間以内のご利用

食事前の手洗い・消毒、食事中以外のマスク着用

咳エチケットの遵守、大量の飲酒をしない、会話の声は小さく

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、北海道コロナ通知システムへの登録 等